

令和 6 年度 豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）

新旧対照表（案）

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
	第１編 総 則	第１編 総 則	
	第２章 基本理念及び重点を置くべき事項	第２章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第１節 防災の基本理念	第１節 防災の基本理念	
4	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>（追記）</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、ＳＤＧｓの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部 会議（2019 年 7 月 16 日開催）を踏まえた修 正
	第４章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第４章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第２節 処理すべき事務又は業務の大綱	第２節 処理すべき事務又は業務の大綱	
11	１ 県 県警察 （13）緊急通行車両等の <u>事前審査及び確認</u> を行う。	１ 県 県警察 （13）緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令 の改正に伴う修正
	第２編 災害予防	第２編 災害予防	
	第１章 防災協働社会の形成推進	第１章 防災協働社会の形成推進	
	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
24	１ 市における措置 （2）防災ボランティア活動の支援 （略） イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及び N P O ・ボランティア等（以下「N P O ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り（ <u>追記</u> ）、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	１ 市における措置 （2）防災ボランティア活動の支援 （略） イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及び N P O ・ボランティア等（以下「N P O ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、 <u>災害中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	防災基本計画に基づく 修正
24	（４）（ <u>追記</u> ） 市は、自主防災組織が防災に関する NPO、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア（略） <u>（追記）</u>	（４） <u>防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織が防災に関する NPO、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティ （略） （５） <u>災害ボランティアセンター</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボラン ティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特 に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結 する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	
	第３章 土砂災害等予防対策	第３章 土砂災害等予防対策	
	第１節 土地利用の適正誘導	第１節 土地利用の適正誘導	
39	市における措置 土砂災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第 84 号）の基本理念を踏まえ、 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画 法（昭和 43 年法律第 100 号） <u>（追記）</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用へ の誘導規制を図る。	市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第 84 号）の基本理念を踏ま え、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市 計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ 安全な土地利用への誘導規制を図る。	都市再生特別措置法 （令和 2 年度改正）に 基づく修正
	第６節 宅地造成の規制誘導	第６節 宅地造成及び特定盛土等の規制誘導	
47	（１）宅地造成工事規制区域 市は、 <u>宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出等災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうと</u>	（１）宅地造成 <u>等</u> 工事規制区域 市は、 <u>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積</u> (以下「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれが大き	【市での修正】 宅地造成及び特定盛土

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
	<u>する土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成</u>に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。 （追記） （２）造成宅地防災区域 <u>平成 19 年度及び平成 20 年度に実施した大規模盛土造成地の変動予測調査の結果、市内で「造成宅地防災区域」として指定された区域はない。</u>	<u>い市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（宅地造成等工事規制区域）を指定し、宅地造成等</u>に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。 （２）特定盛土等規制区域 <u>市は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域（特定盛土等規制区域）を指定し、特定盛土等に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> （削除）	等規制法の運用開始に伴う修正
	第４章 事故・火災等予防対策	第４章 事故・火災等予防対策	
	第９節 地下街等の保安対策	第９節 地下街等の保安対策	
50	■主な機関の措置 ガス事業者 ５ 安全型 <u>器機</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進	■主な機関の措置 ガス事業者 ５ 安全型 <u>機器</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進	
57	５ ガス事業者における措置 安全型 <u>器機</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。	５ ガス事業者における措置 安全型 <u>機器</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。	表記の整理
	第５章 建築物等の安全化	第５章 建築物等の安全化	
	第２節 ライフライン関係施設対策	第２節 ライフライン関係施設対策	
61	３ ガス施設 （４）災害対策用資機材等の確保及び整備 （略） イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>重要なガス施設</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。	３ ガス施設 （４）災害対策用資機材等の確保及び整備 （略） イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>製造所・供給所等</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第６章 都市の防災性の向上	第６章 都市の防災性の向上	
	第１節 都市計画のマスタープラン等の策定	第１節 都市計画のマスタープラン等の策定	
66	市における措置 （１）都市計画のマスタープランの策定 豊田市都市計画マスタープラン（ <u>追記</u> ）において、都市防災の方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備（ <u>追記</u> ）を促進する。	市における措置 （１）都市計画のマスタープランの策定 豊田市都市計画マスタープラン <u>及び立地適正化計画</u> において、都市防災の方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	都市再生特別措置法（令和２年度改正）に基づく修正
	第２節 防災上重要な都市施設の整備	第２節 防災上重要な都市施設の整備	
67	市における措置 （１）（略） （２）（略） （３）（略） <u>（追加）</u>	市における措置 （１）（略） （２）（略） （３）（略） <u>（４）所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置</u>	防災基本計画に基づく修正

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
		<u>を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	
	第３節 建築物の不燃化の促進	第３節 建築物の不燃化の促進	
67	市における措置 （２）建築物の不燃対策 （略） ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>は、</u> 階数が３ 以上であるものあるいは規模に応じて、 <u>耐火建築物又は準耐火建築物とする。また、</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	市における措置 （２）建築物の不燃対策 （略） ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等（ <u>削除</u> ）階数が３ 以上であるものあるいは規模に応じて（ <u>削除</u> ）一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする	表記の整理
	第８章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第８章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
75	市における措置 （14）無線通信等による災害予防体制の充実 （略） 市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策（ <u>追記</u> ）など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 （略）	市における措置 （14）無線通信等による災害予防体制の充実 （略） 市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	防災基本計画に基づく修正
77	（19）災害廃棄物処理に係る事前対策 ア 豊田市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体（ <u>追記</u> ）との連携・協力等に取り組むものとする。	（19）災害廃棄物処理に係る事前対策 ア 豊田市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等に取り組むものとする。	
	第１０章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第１０章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
85	■ 基本方針 ○ 市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、（ <u>追記</u> ）ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より支援体制の構築に努めるものとする。	■ 基本方針 ○ 市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、 <u>N P O</u> ・ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より支援体制の構築に努めるものとする。	表記の整理
	第１節 避難所の指定・整備等	第１節 避難所の指定・整備等	
87	市における措置 （２）指定避難所の指定 （略） <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>力</u> （略） <u>キ</u> （略）	市における措置 （２）指定避難所の指定 （略） <u>（（３）に統合）</u> <u>オ</u> （略） <u>力</u> （略）	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
87	<u>（追加）</u> （参考）第３編災害応急対策第９章から記載箇所変更 （５）福祉避難所の設置等 （略） また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	<u>（３）福祉避難所の整備</u> <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	
88	<u>（３）避難所が備えるべき設備の整備</u> （略） <u>（４）避難所の破損等への備え</u> （略） <u>（５）避難所の運営体制の整備</u> （略） イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。<u>（追記）</u>	<u>（４）避難所が備えるべき設備の整備</u> （略） <u>（５）避難所の破損等への備え</u> （略） <u>（６）避難所の運営体制の整備</u> （略） イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	
	第２節 要配慮者支援対策	第２節 要配慮者支援対策	
92	（３）避難行動要支援者対策 （略） ウ 個別避難計画の作成等 <u>（ア）個別避難計画の作成</u> 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>（追記）</u> （略） <u>（追記）</u>	（３）避難行動要支援者対策 （略） ウ 個別避難計画の作成等 <u>（ア）個別避難計画の作成</u> 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> （略） <u>（イ）県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の	防災基本計画の修正に伴う修正

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由																																
93	（略） （４）外国人等に対する対策 市は、豊田市国際交流協会を始め関係機関と連携して、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるものとする。 （略） <u>（追記）</u>	<u>取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u> （略） （４）外国人等に対する対策 市は、豊田市国際交流協会を始め関係機関と連携して、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする（削除）外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 （略） <u>（６）災害ケースマネジメント</u> <u>県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>																																	
	第１３章 防災に関する調査研究の推進	第１３章 防災に関する調査研究の推進																																	
	防災に関する調査研究の推進	防災に関する調査研究の推進																																	
108	１ 市における措置 （４）地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	１ 市における措置 （４）地籍調査 市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	表記の整理																																
	第３編 災害応急対策	第３編 災害応急対策																																	
	第１章 活動態勢（組織の動員配備）	第１章 活動態勢（組織の動員配備）																																	
109	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被災発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策委員の確保</td><td>○主要防災機関の開催 ○国又は他府道庁県職員への派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>市町村</td><td>○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策委員の確保</td><td>○国又は他市町村職員への派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>関係機関</td><td></td><td>○提供する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被災発生中	事 後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策委員の確保	○ 主要防災機関 の開催 ○国又は他府道庁県職員への派遣要請		市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策委員の確保	○国又は他市町村職員への派遣要請		関係機関		○提供する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被災発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策委員の確保</td><td>○主要防災機関の開催 ○国又は他府道庁県職員への派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>市町村</td><td>○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策委員の確保</td><td>○国又は他市町村職員への派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>関係機関</td><td></td><td>○提供する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被災発生中	事 後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策委員の確保	○ 主要防災機関 の開催 ○国又は他府道庁県職員への派遣要請		市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策委員の確保	○国又は他市町村職員への派遣要請		関係機関		○提供する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		表記の整理
機関名	事 前	被災発生中	事 後																																
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策委員の確保	○ 主要防災機関 の開催 ○国又は他府道庁県職員への派遣要請																																	
市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策委員の確保	○国又は他市町村職員への派遣要請																																	
関係機関		○提供する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																	
機関名	事 前	被災発生中	事 後																																
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策委員の確保	○ 主要防災機関 の開催 ○国又は他府道庁県職員への派遣要請																																	
市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策委員の確保	○国又は他市町村職員への派遣要請																																	
関係機関		○提供する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																	

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由																												
	第１節 災害対策本部の設置・運営	第１節 災害対策本部の設置・運営																													
111	（２）災害対策本部の組織・運営 （略） イ 災害対策本部の事務を行う場所 市役所南庁舎４階災害対策本部室に災害対策本部を設置する。なお、市役所が被災し災害対策本部を設置できない場合には、 市民文化会館 を充てる。	（２）災害対策本部の組織・運営 （略） イ 災害対策本部の事務を行う場所 市役所南庁舎４階災害対策本部室に災害対策本部を設置する。なお、市役所が被災し災害対策本部を設置できない場合には、 博物館 を充てる。	【市での修正】 本部移転先の見直し																												
	第３章 災害情報の収集・伝達・広報	第３章 災害情報の収集・伝達・広報																													
	第３節 広報	第３節 広報																													
138	４ 広報内容 （２）災害発生直後の広報 （略） 工 医療 ・救護所の開設状況 （略）	４ 広報内容 （２）災害発生直後の広報 （略） 工 応急 救護所の開設状況 （略）	表記の整理 ※県は「医療・救護所」「医療救護所」「緊急救護所」「応急救護所」と記載されていたものを「救護所」に統一。																												
	第４章 応援協力・派遣要請	第４章 応援協力・派遣要請																													
	第４節 ボランティアの受入	第４節 ボランティアの受入																													
148	３ ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア関係団体等と、 <u>情報を共有する場において</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を 把握し 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>（追記）</u>	３ ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア関係団体等と、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を 関係者と積極的に共有し 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正																												
	第６章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第６章 医療救護・防疫・保健衛生対策																													
154	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="5">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>（追記）</u> ○保健活動及び心のケア</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○防疫組織の編成 ○防疫活動</td></tr><tr><td></td><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>（追記）</u> ○保健活動及び心のケア				○防疫組織の編成 ○防疫活動		○DHEATの派遣及び派遣要請		■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="5">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>○JDATの派遣要請</u> ○保健活動及び心のケア</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○防疫組織の編成 ○防疫活動</td></tr><tr><td></td><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>○JDATの派遣要請</u> ○保健活動及び心のケア				○防疫組織の編成 ○防疫活動		○DHEATの派遣及び派遣要請		防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
機関名	事 前	被害発生中	事 後																												
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>（追記）</u> ○保健活動及び心のケア																													
			○防疫組織の編成 ○防疫活動																												
		○DHEATの派遣及び派遣要請																													
	機関名	事 前	被害発生中	事 後																											
	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>○JDATの派遣要請</u> ○保健活動及び心のケア																												
			○防疫組織の編成 ○防疫活動																												
		○DHEATの派遣及び派遣要請																													
155		・DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム ・SCU（Staging Care Unit）：広域医療搬送拠点（臨時医療施設） ・JMAT（Japan Medical Assistance Team）日本医師会災害医療チーム ・DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム <u>（追記）</u> <u>（追記）</u>	・DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム ・SCU（Staging Care Unit）：広域医療搬送拠点（臨時医療施設） ・JMAT（Japan Medical Assistance Team）日本医師会災害医療チーム ・DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム <u>・JDAT（Japan Dental Alliance Team）：日本災害歯科支援チーム</u> <u>・DHEAT(Disaster Health Emergency Assistance Team):災害時健康危機管理支援チーム</u>																												

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由																																
	第７章 交通の確保・緊急輸送対策	第７章 交通の確保・緊急輸送対策																																	
	第１節 道路交通規制等	第１節 道路交通規制等																																	
161	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>本部 海上保安 第四管区</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 （追記）</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 （追記）		■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>本部 海上保安 第四管区</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整		愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置付けることに伴う修正
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
県警察		○交通規制等の実施																																	
本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り																																	
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 （追記）																																	
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
県警察		○交通規制等の実施																																	
本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り																																	
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整																																	
162	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第１節 道路交通規制等</td><td>県警察</td><td>1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供</td></tr><tr><td></td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施</td></tr><tr><td>第２節 道路施設対策</td><td>中部地方整備局</td><td>1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 （追記）</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第１節 道路交通規制等	県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供		自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施	第２節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 （追記）	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第１節 道路交通規制等</td><td>県警察</td><td>1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供</td></tr><tr><td></td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施</td></tr><tr><td>第２節 道路施設対策</td><td>中部地方整備局</td><td>1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 1(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第１節 道路交通規制等	県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供		自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施	第２節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 1(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整	災害対策基本法の改正に伴う修正								
区 分	機関名	主な措置																																	
第１節 道路交通規制等	県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供																																	
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施																																	
第２節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 （追記）																																	
区 分	機関名	主な措置																																	
第１節 道路交通規制等	県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供																																	
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施																																	
第２節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 1(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整																																	
164	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 （追記） の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両 等確認届出書 」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに 申請者 に交付する。	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 第 1 項 の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両 確認申出書 」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに 申出者 に交付する。																																	
	第２節 道路施設対策	第２節 道路施設対策																																	
167	１ 中部地方整備局における措置 （追記）	１ 中部地方整備局における措置 （6）愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整 ア 検討会の設置 中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。 ※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。 ※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。	愛知県災害時交通マネジメント検討会を愛知県地域防災計画に位置付けることに伴う修正																																

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
168	（略） ２ 中日本高速道路株式会社における措置 （略） （４）応急復旧対策の実施 工 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>（追記）</u>道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいらない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 （略）	<u>イ 検討会の開催</u> <u>名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。</u> （略） ２ 中日本高速道路株式会社における措置 （略） （４）応急復旧対策の実施 工 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>災害対策基本法に基づき</u>、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいらない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 （略）	災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく修正
171	６ 市における措置 （１）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 建設対策部は、速やかに被害調査班を編成し、市指定緊急輸送道路及び緊急啓開道路を中心に道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	６ 市における措置 （１）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 建設対策部は、速やかに被害調査班を編成し、市指定緊急輸送道路（<u>県指定緊急輸送道路の市道区間含む</u>）及び緊急啓開道路を中心に道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	【市での修正】 令和 6 年 6 月に愛知県が追加指定した第 3 次緊急輸送道路に市道が含まれるため
	第 6 節 緊急輸送手段の確保	第 6 節 緊急輸送手段の確保	
174	４ 緊急通行車両の<u>事前届出</u> <u>（１）緊急通行車両の確認及び事前申請</u> <u>県公安委員会が災対法第 76 条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合には、県又は県公安委員会において緊急通行車両の確認申請を行うものとする。</u> <u>また、緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（豊田警察署・足助警察署）</u> <u>へ輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び「緊急通行車両等事前届出書」2 通を提出し、緊急通行車両の事前申請を行うものとする。</u> <u>（２）緊急通行車両確認証明書及び事前届出済証の交付範囲</u> <u>前項の「緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲」と同じである。</u> <u>（３）緊急通行車両確認の申請手続</u> <u>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は県公安委員会の緊急通行車両等確認事務担当部局に提出するものとする。</u> <u>（４）緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u> <u>緊急通行車両であると認定されたときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章が交付される。</u> <u>（追記）</u>	４ 緊急通行車両の<u>（削除）確認</u> （削除） （１）<u>緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。</u>	災害対策基本法の改正に伴う修正
			市での修正

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
		（２） <u>災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 1 節 1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。</u>	
	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策	
184	1 市における措置 （５）福祉避難所の設置等 要配慮者の被災状況に応じて、福祉避難所及び協定施設への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	1 市における措置 （５）福祉避難所の設置等 要配慮者の被災状況に応じて、福祉避難所及び協定施設への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 (第 2 編災害予防 第 10 章に移動)	表記の整理
	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	
202	主な機関の応急活動 機関名 <u>ガス会社</u> 、LP ガス協会	主な機関の応急活動 機関名 <u>都市ガス会社</u> 、LP ガス協会	表記の整理
	第 5 節 通信施設の応急措置	第 5 節 通信施設の応急措置	
212	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況 <u>等を関係機関に共有する。</u>	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況 <u>や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第 2 3 章 住宅対策	第 2 3 章 住宅対策	
	第 5 節 住宅の応急修理	第 5 節 住宅の応急修理	
255	<u>（追記）</u>	1 県（防災安全局・建築局）及び救助実施市における措置 <u>県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</u> <u>（１）応急修理の実施</u> <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>（ア） 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>（イ） 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>（ウ） 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）の一部改正のため。 令和 5 年 4 月 1 日から適用 【市での修正】 地震編と合わせるため 県の措置を追記

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由																																																					
		<u>(工) 修理の期間</u> 災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(オ) 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u> a <u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> b <u>大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> <u>(イ) 修理の範囲</u> 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>(ウ) 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>(工) 修理の期間</u> 災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(オ) 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。																																																						
	第４編 災害復旧・復興	第４編 災害復旧・復興																																																						
	第４章 被災者等の生活再建等の支援	第４章 被災者等の生活再建等の支援																																																						
275	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第１節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>第２節 被災者への経済的支援等</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第３節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第４節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第５節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第１節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成	略		(追加)	(追加)	(追加)	第２節 被災者への経済的支援等	略		第３節 金融対策	略		第４節 住宅等対策	略		第５節 労働者対策	略		■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第１節 罹災証明書の交付</td><td>県</td><td>1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 罹災証明書の交付 (削除)</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第２節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>県</td><td>1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援</td></tr><tr><td></td><td>市町村</td><td>2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td>第３節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第４節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第５節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第６節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第１節 罹災証明書の交付	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等	市町村	2 罹災証明書の交付 (削除)	略		第２節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援		市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施	第３節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	略		第４節 金融対策	略		第５節 住宅等対策	略		第６節 労働者対策	略		防災基本計画に基づく 修正及び表記の整理
区 分	機関名	主な措置																																																						
第１節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供																																																						
	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成																																																						
	略																																																							
(追加)	(追加)	(追加)																																																						
第２節 被災者への経済的支援等	略																																																							
第３節 金融対策	略																																																							
第４節 住宅等対策	略																																																							
第５節 労働者対策	略																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																						
第１節 罹災証明書の交付	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等																																																						
	市町村	2 罹災証明書の交付 (削除)																																																						
	略																																																							
第２節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援																																																						
	市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施																																																						
第３節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	略																																																							
第４節 金融対策	略																																																							
第５節 住宅等対策	略																																																							
第６節 労働者対策	略																																																							
	第１節 罹災証明書の交付等	第１節 罹災証明書の交付（削除）																																																						
276	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 ア 市町村の支援	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援（削除） (削除)	防災基本計画に基づく 修正及び表記の整理																																																					

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
277	（略） <u>イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u> 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>（２）市町村への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 ２ 市における措置 （１）罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 <u>（追記）</u>	（略） <u>（２）説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u> 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>（修正後第２節に記載）</u> ２ 市における措置 <u>（表題の削除）</u> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>（修正後第２節に記載）</u>	地震・津波編との整合
	<u>（追記）</u>	第２節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
277	（参考）第１節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更 ２ 市における措置 <u>（２）被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>（追加）</u>	市における措置 <u>（１）被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>（２）災害ケースマネジメントの実施</u> 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
278	第２節 被災者への経済的支援等	第３節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	表記の整理
280	第３節 金融対策	第４節 金融対策	
282	第４節 住宅等対策	第５節 住宅等対策	
283	第５節 労働者対策	第６節 労働者対策	

令和 6 年度 豊田市地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表（案）

頁	現行（令和５年度修正）	修正（令和６年度）	修正理由
	第１編 総 則	第１編 総 則	
	第４章 基本理念及び重点を置くべき事項	第４章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第１節 防災の基本理念	第１節 防災の基本理念	
12	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、（追記）科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、ＳＤＧｓの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議（2019 年 7 月 16 日開催）を踏まえた修正
	第５章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第５章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第２節 処理すべき事務又は業務の大綱	第２節 処理すべき事務又は業務の大綱	
17	２ 県 県警察（豊田警察署・足助警察署） （１３）緊急通行車両等 <u>の事前審査及び確認</u> を行う。	２ 県 県警察（豊田警察署・足助警察署） （１３）緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第２編 災害予防	第２編 災害予防	
	第１章 防災協働社会の形成推進	第１章 防災協働社会の形成推進	
	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
30	１ 市における措置 （２）防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り（追記）、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 （略） <u>（４）（追記）</u> 市は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、自主防犯活動団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>（追記）</u>	１ 市における措置 （２）防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、 <u>災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 （略） <u>（４）防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、自主防犯活動団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>（５）災害ボランティアセンター</u> <u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第２章 建築物等の安全化	第２章 建築物等の安全化	
	第１節 建築物の耐震推進	第１節 建築物の耐震推進	
36	３ 公共建築物の耐震性の確保・向上 （１）防災上重要な建築物の耐震性の確保 ア 防災上重要な建築物 （略） （ウ）被災者の緊急救護所、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関 【参考：県計画の修正】 ※「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」	３ 公共建築物の耐震性の確保・向上 （１）防災上重要な建築物の耐震性の確保 ア 防災上重要な建築物 （略） （ウ）被災者の（削除）救護施設、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関 ※「救護所」に表記を統一	豊田市 救護施設 ・医療機関 ・応急救護所
	第３節 ライフライン関係施設等の整備	第３節 ライフライン関係施設等の整備	

43	3 ガス施設（東邦瓦斯株式会社） （2）緊急操作設備の強化 オ （追記） 通信設備 <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u>	3 ガス施設（東邦瓦斯株式会社） （2）緊急操作設備の強化 オ 連絡・ 通信設備 <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u>	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
56	市における措置 （1）都市計画のマスタープランの策定 豊田市都市計画マスタープラン （追記） において、都市防災の方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 （追記） を促進する。	市における措置 （1）都市計画のマスタープランの策定 豊田市都市計画マスタープラン 及び立地適正化計画 において、都市防災の方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化 を促進する。	都市再生特別措置法の改正に基づく修正
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
57	市における措置 （3）（略） （追記）	市における措置 （3）（略） （4）所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等 県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
58	市における措置 （2）建築物の不燃対策 （略） 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、 建築物の防火性能や内装についての各種の措置の徹底を図っていくものとする。 （建築基準法の防火規制） ア 不特定多数の人の使用に供する特殊建築物等 は、 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、 耐火建築物又は準耐火建築物とする。また、 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	市における措置 （2）建築物の不燃対策 （略） 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、 防火上・避難上の各種（削除）措置の徹底を図っていくものとする。 （建築基準法の防火規制） ア 不特定多数の人の使用に供する特殊建築物等 （削除） 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて （削除） 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	表記の整理
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成及び特定盛土等の規制誘導	
63	市における措置 （1）宅地造成工事規制区域 市は、宅地造成に伴い、 がけ崩れ又は土砂の流出等災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域） を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。 （2）造成宅地防災区域 平成19年度及び20年度に実施した大規模盛土造成地の変動予測調査の結果、市内で「造成宅地防災区域」として指定された区域はない。 （追記）	市における措置 （1）宅地造成 等 工事規制区域 市は、宅地造成、 特定盛土等又は土石の堆積(以下「宅地造成等」という。) に伴い （削除）、災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域（宅地造成等工事規制区域） を指定し、宅地造成 等 に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。 （削除） （2）特定盛土等規制区域 市は、 宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地にお	【市での修正】 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始に伴う修正

	(3) 宅地危険箇所の指導監督 市は、違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。 (4) 宅地危険箇所の耐震化 市は、(追記) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。	いて特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域（特定盛土等規制区域）を指定し、特定盛土等に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。 (3) 宅地危険箇所の指導監督 市は、違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。 (4) 宅地危険箇所の耐震化 市は、既存盛土等の分布図や一覧表、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。	
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
74	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 市及び防災関係機関における措置 (14) 無線通信等による災害予防体制の充実 (略) 市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 (追記) など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 市及び防災関係機関における措置 (14) 無線通信等による災害予防体制の充実 (略) 市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する	防災基本計画に基づく修正
76	(20) 災害廃棄物処理に係る事前対策 ア 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 (追記) との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	(20) 災害廃棄物処理に係る事前対策 ア 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
84	■ 基本方針 ○ 市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、(追記) ボランティア (追記) 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より支援体制の構築に努めるものとする。	■ 基本方針 ○ 市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より支援体制の構築に努めるものとする。	表記の整理
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
85	市における措置 (2) 指定避難所の指定 オ 要配慮者の避難状況等により、地区交流館及び旧町村支所を福祉避難所として別途提供する。 また、介護等の専門的な支援が必要な要配慮者に対応するため、福祉サービス事業者等との連携強化を図り、協定施設の確保に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 カ (略) キ (略)	市町村における措置 (2) 指定避難所の指定 (3) (に統合) オ (略) カ (略)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
86	(追加)	(3) 福祉避難所の整備 ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるもの	

87	(参考) 第3編災害応急対策第9章より (5) 福祉避難所の設置等 (略) また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (4) 避難所の破損等への備え (略) (5) 避難所の運営体制の整備 (略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 (追記)	とする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。 イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。 エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (5) 避難所の破損等への備え (略) (6) 避難所の運営体制の整備 (略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、<u>地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
90	(3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。(追記)	(3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正
91	(略) (4) 外国人等に対する対策 市は、豊田市国際交流協会を始め関係機関と連携して、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	(略) (4) 外国人等に対する対策 市は、豊田市国際交流協会を始め関係機関と連携して、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする(削除)外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	
91	(略) (追記)	(略) (5) 災害ケースマネジメント	

		県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。																																																																																	
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備																																																																																	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等																																																																																	
102	市における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>する（追記）</u> 。	市における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。	令和6年1月30日 付消防災第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正																																																																																
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																																																																	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																																																																	
113	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td rowspan="4">県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○本部員会議の開催</td><td colspan="3">→</td></tr><tr><td>○災害対策要員の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">市町村</td><td>○市町村災害対策本部の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○災害対策要員の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>係機関 防災機関</td><td>○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置				○本部員会議の開催	→			○災害対策要員の確保				○国又は他都道府県職員の派遣要請				市町村	○市町村災害対策本部の設置				○災害対策要員の確保				○国又は他市町村職員の派遣要請				係機関 防災機関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備				■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td rowspan="4">県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○本部会議の開催</td><td colspan="3">→</td></tr><tr><td>○災害対策要員の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">市町村</td><td>○市町村災害対策本部の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○災害対策要員の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>係機関 防災機関</td><td>○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置				○本部会議の開催	→			○災害対策要員の確保				○国又は他都道府県職員の派遣要請				市町村	○市町村災害対策本部の設置				○災害対策要員の確保				○国又は他市町村職員の派遣要請				係機関 防災機関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備				県地域防災計画と県災害対策実施要綱の表記を揃えるため
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																															
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置																																																																																		
	○本部員会議の開催	→																																																																																	
	○災害対策要員の確保																																																																																		
	○国又は他都道府県職員の派遣要請																																																																																		
市町村	○市町村災害対策本部の設置																																																																																		
	○災害対策要員の確保																																																																																		
	○国又は他市町村職員の派遣要請																																																																																		
係機関 防災機関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																																																																		
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																															
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置																																																																																		
	○本部会議の開催	→																																																																																	
	○災害対策要員の確保																																																																																		
	○国又は他都道府県職員の派遣要請																																																																																		
市町村	○市町村災害対策本部の設置																																																																																		
	○災害対策要員の確保																																																																																		
	○国又は他市町村職員の派遣要請																																																																																		
係機関 防災機関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																																																																		
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営																																																																																	
115	（2）災害対策本部の組織・運営 （略） イ 災害対策本部の事務を行う場所 市役所南庁舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置する。なお、市役所が被災し災害対策本部を設置できない場合には、市消防本部を充て、さらに市消防本部を充てることができない場合は市民文化会館を充てる。	（2）災害対策本部の組織・運営 （略） イ 災害対策本部の事務を行う場所 市役所南庁舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置する。なお、市役所が被災し災害対策本部を設置できない場合には、市消防本部を充て、さらに市消防本部を充てることができない場合は博物館を充てる。	【市での修正】 本部移転先の見直し																																																																																
	第2節 職員の派遣要請・受入れ	第2節 職員の派遣要請・受入れ																																																																																	
119	（4）被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	（4）被災市町村への県職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理（削除）等を徹底するものとする。	マスク着用の考え方 の見直しに伴う修正 （健康管理等にマスク着用を含む）																																																																																
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																																																																																	
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達																																																																																	
	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置	気象庁が使用する用																																																																																

121	(1) 緊急地震速報の実施 気象庁は、<u>(追記)</u> 震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想される場合、または長周期地震動階級 1 以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が</u> 6 弱以上または長周期地震動階級 4 <u>(追記)</u> を特別警報に位置付けている。 (2) 地震に関する情報 地震発生約 2 分後に震度 3 以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。	(1) 緊急地震速報の実施 気象庁は、<u>最大</u>震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想される場合、または長周期地震動階級 1 以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち <u>(削除)</u> 震度 <u>(削除)</u> 6 弱以上または長周期地震動階級 4 <u>の揺れが予想される場合のもの</u>を特別警報に位置付けている。 (2) 地震に関する情報 地震発生約 2 分後に震度 3 以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度<u>情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地震</u>に関する情報などを発表する。	語に統一 地震情報の種類の変更																																																																						
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																																																							
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入																																																																							
143	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>(追記)</u>	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正																																																																						
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																																																							
158	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応</th></tr><tr><td>県</td><td>○災害医療調整本部及び地域災害医療に関するDMAT及び医療救護班の医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及びJDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td>域災害医療対策会議による医療情報への派遣要請 ためのSCUの設置 派遣要請 ケア</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市</td><td>○応急救護所の設置等、地域の医療体制確保への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td>域の医療体制確保への参画 ケア</td><td></td><td></td></tr><tr><td>農田加茂医師会・災害拠点病院・災害拠点精神科病院</td><td>○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○地域災害医療対策会議への参画 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>DMAT指定医療機関</td><td>○DMATの活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>○医療救護活動の実施 ○災害医療調整本部への参画</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>県医師会</td><td>○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○DMATの派遣調整</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【県の欄】 (追記) 【県及び市の欄】 ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	県	○災害医療調整本部及び地域災害医療に関するDMAT及び医療救護班の医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及びJDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	域災害医療対策会議による医療情報への派遣要請 ためのSCUの設置 派遣要請 ケア			市	○応急救護所の設置等、地域の医療体制確保への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	域の医療体制確保への参画 ケア			農田加茂医師会・災害拠点病院・災害拠点精神科病院	○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○地域災害医療対策会議への参画 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入				DMAT指定医療機関	○DMATの活動				日本赤十字社愛知県支部	○医療救護活動の実施 ○災害医療調整本部への参画				県医師会	○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○DMATの派遣調整				■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災期</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応</th></tr><tr><td>県</td><td>○保健医療調整本部及び地域保健医療に関するDMAT及び医療救護班の医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及びJDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td>保健医療調整会議による情報収集への派遣要請 ためのSCUの設置 派遣要請 ケア</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市</td><td>○応急救護所の設置等、地域の医療体制確保への参画 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td>域の医療体制確保への参画 ケア</td><td></td><td></td></tr><tr><td>農田加茂医師会・災害拠点病院・災害拠点精神科病院</td><td>○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○保健医療調整会議への参画 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>DMAT指定医療機関</td><td>○DMATの活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>○医療救護活動の実施 ○保健医療調整本部への参画</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>県医師会</td><td>○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○DMATの派遣調整</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○JDATの派遣要請 ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による医療情報収集	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	県	○保健医療調整本部及び地域保健医療に関するDMAT及び医療救護班の医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及びJDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請	保健医療調整会議による情報収集への派遣要請 ためのSCUの設置 派遣要請 ケア			市	○応急救護所の設置等、地域の医療体制確保への参画 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請	域の医療体制確保への参画 ケア			農田加茂医師会・災害拠点病院・災害拠点精神科病院	○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○保健医療調整会議への参画 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入				DMAT指定医療機関	○DMATの活動				日本赤十字社愛知県支部	○医療救護活動の実施 ○保健医療調整本部への参画				県医師会	○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○DMATの派遣調整				防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																																																					
県	○災害医療調整本部及び地域災害医療に関するDMAT及び医療救護班の医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及びJDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	域災害医療対策会議による医療情報への派遣要請 ためのSCUの設置 派遣要請 ケア																																																																							
市	○応急救護所の設置等、地域の医療体制確保への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	域の医療体制確保への参画 ケア																																																																							
農田加茂医師会・災害拠点病院・災害拠点精神科病院	○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○地域災害医療対策会議への参画 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入																																																																								
DMAT指定医療機関	○DMATの活動																																																																								
日本赤十字社愛知県支部	○医療救護活動の実施 ○災害医療調整本部への参画																																																																								
県医師会	○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○DMATの派遣調整																																																																								
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																																																					
県	○保健医療調整本部及び地域保健医療に関するDMAT及び医療救護班の医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及びJDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請	保健医療調整会議による情報収集への派遣要請 ためのSCUの設置 派遣要請 ケア																																																																							
市	○応急救護所の設置等、地域の医療体制確保への参画 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請	域の医療体制確保への参画 ケア																																																																							
農田加茂医師会・災害拠点病院・災害拠点精神科病院	○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○保健医療調整会議への参画 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入																																																																								
DMAT指定医療機関	○DMATの活動																																																																								
日本赤十字社愛知県支部	○医療救護活動の実施 ○保健医療調整本部への参画																																																																								
県医師会	○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○DMATの派遣調整																																																																								

	(追加) 【市及び豊田加茂医師会・災害拠点病院・災害拠点精神科病院】の欄】 ○地域災害医療対策会議への参画 【日本赤十字社愛知県支部及び県医師会の欄】 ○災害医療調整本部への参画 ※（略） (追記) (追記)	ODHEAT の派遣及び派遣要請 ○保健医療調整会議への参画 ○保健医療調整本部への参画 ※（略） ・ JDAT（Japan Dental Alliance Team）：日本災害歯科支援チーム ・ DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team）:災害時健康危機管理支援チーム	【市での修正】 過年度未修正部分への対応																								
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策																									
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等																									
165	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 (追記)</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 (追記)		■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整		愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置づけるための修正
機関名	事 前	被害発生中	事 後																								
県警察		○交通規制等の実施																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 (追記)																									
機関名	事 前	被害発生中	事 後																								
県警察		○交通規制等の実施																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整																									
166	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第2節 道路施設対策</td><td>中部地方整備局</td><td>1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 (追記)</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 (追記)	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第2節 道路施設対策</td><td>中部地方整備局</td><td>1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 1(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 1(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整													
区 分	機関名	主な措置																									
第2節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 (追記)																									
区 分	機関名	主な措置																									
第2節 道路施設対策	中部地方整備局	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1(4) 情報の提供 1(5) 応急資機材等の確保 1(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整																									
169	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 (追記) の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正																								
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策																									
171	1 中部地方整備局における措置 (追記)	1 中部地方整備局における措置 (6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整 ア 検討会の設置 中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。 ※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。	愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置づけるための修正																								

172	2 中日本高速道路株式会社における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ウ 状況に応じて、 所有する ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 (略)	※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。 イ 検討会の開催 名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。	
173	(4) 応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 (追記) 道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。(略)	ウ 状況に応じて、 (削除) ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 (略) (4) 応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 災害対策基本法に基づき 、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。(略)	自社のヘリコプターを所有していないため。 災害対策基本法第76条の6に基づく修正
176	6 市における措置 (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 建設対策部は、速やかに被害調査班を編成し、市指定緊急輸送道路 (追記) 及び緊急啓開道路を中心に道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	6 市における措置 (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 建設対策部は、速やかに被害調査班を編成し、市指定緊急輸送道路 (県指定緊急輸送道路の市道区間を含む) 及び緊急啓開道路を中心に道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	【市での修正】 令和6年6月に愛知県が追加指定した第3次緊急輸送道路に市道が含まれるため
	第5節 緊急輸送手段の確保	第5節 緊急輸送手段の確保	
180	5 緊急通行車両の事前届出 (1) 緊急通行車両の確認及び事前申請 県公安委員会が災対法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合には、県又は県公安委員会において緊急通行車両の確認申請を行うものとする。 また、緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（豊田警察署・足助警察署）へ輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、 指定行政機関等の上申書等 ）及び「緊急通行車両等事前届出書」2通を提出し、緊急通行車両の事前申請を行うものとする。 (2) 緊急通行車両確認証明書及び事前届出済証の交付範囲 前項の「緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲」と同じである。 (3) 緊急通行車両確認の申請手続 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は県公安委員会の緊急通行車両等確認事務担当部局に提出するものとする。 (4) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であると認定されたときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章が交付される。	7 緊急通行車両の(削除) 確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。 (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。	【市での修正】 災害対策基本法施行令の改正に伴う修正あり。県の表記に統一。
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
188	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等	防災基本計画に基づく修正及び表記の整

	自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 (第2編災害予防 第8章に移動)	理
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
203	主な機関の応急活動 機関名 ガス会社、LPガス協会	主な機関の応急活動 機関名 都市ガス会社、LPガス協会	併記されている LPガス協会を踏まえた修正
	第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策	
206	1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。 緊急動員については、災害対策規定等によって定める動員体制によって行う。	1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。(震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)	自社グループ防災業務計画の記載を踏まえた修正あり、県の表記と統一。
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
213	1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。	1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。	防災計画の修正による修正
215	3 市における措置 (4) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用 (略) イ 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)の災害時モードへの切替え 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	3 市における措置 (4) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用 (略) イ 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)の災害モードへの切替え 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
222	1 県における措置 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。 (1) 応急修理の実施 ア 修理の対象住家 住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。	1 県における措置 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。 (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (ア) 応急修理を受ける者の範囲	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の一部改正のため。令和5年4月1日か

223	イ 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 ウ 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 エ 修理の期間 地震災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 オ 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 カ 給付対象者の範囲 半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難は応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者とする。	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 （イ）修理の範囲 雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分 （ウ）修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 （エ）修理の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 （オ）修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 （ア）応急修理を受ける者の範囲 a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 （イ）修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 （ウ）修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 （エ）修理の期間 （削除）災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 （オ）修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	ら適用 【市での修正】 県の内容に統一
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第4章 震災復興都市計画の手続き	第4章 震災復興都市計画の手続き	
	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	
241	1 都市復興基本計画の策定と公表 （略） 策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、（追記）総合計画等を踏まえるものとする。	1 都市復興基本計画の策定と公表 （略） 策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。	都市再生特別措置法 （令和2年度改正） に基づく修正

第5章 被災者等の生活再建等の支援		第5章 被災者等の生活再建等の支援																																																						
242	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>第2節 被災者への経済的支援等</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第3節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第4節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第5節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成	略		(追加)	(追加)	(追加)	第2節 被災者への経済的支援等	略		第3節 金融対策	略		第4節 住宅等対策	略		第5節 労働者対策	略		■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 罹災証明書の交付</td><td>県</td><td>1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 罹災証明書の交付 (削除)</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>県</td><td>1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援</td></tr><tr><td></td><td>市町村</td><td>2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第4節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第5節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第6節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等	市町村	2 罹災証明書の交付 (削除)	略		第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援		市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	略		第4節 金融対策	略		第5節 住宅等対策	略		第6節 労働者対策	略		防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区 分	機関名	主な措置																																																						
第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供																																																						
	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成																																																						
	略																																																							
(追加)	(追加)	(追加)																																																						
第2節 被災者への経済的支援等	略																																																							
第3節 金融対策	略																																																							
第4節 住宅等対策	略																																																							
第5節 労働者対策	略																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																						
第1節 罹災証明書の交付	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等																																																						
	市町村	2 罹災証明書の交付 (削除)																																																						
	略																																																							
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援																																																						
	市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施																																																						
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	略																																																							
第4節 金融対策	略																																																							
第5節 住宅等対策	略																																																							
第6節 労働者対策	略																																																							
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付（削除）																																																						
243	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 ア 市町村の支援 (略) イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 (略) (2) 市町村への情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援（削除） (削除) (略) (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 (略) (修正後第2節に記載)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理																																																					
244	2 市における措置 (1) 罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 (追記) (2) 被災者台帳の作成 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (略)	2 市における措置 (表題の削除) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 (修正後第2節に記載)	【市での修正】 令和2年度における未修正部分への対応																																																					
	(追加)	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施																																																						
244	(参考) 第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更) (2) 市町村への情報の提供	1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供	防災基本計画に基づく修正及び表記の整																																																					

244	県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (追記) 2 市における措置 (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める (追記)	県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (2) 市町村の支援 県は、必要に応じて、N P O ・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福 祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。 2 市における措置 (1) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (2) 災害ケースマネジメントの実施 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。	理
245	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
247	第3節 金融対策	第4節 金融対策	
249	第4節 住宅等対策	第5節 住宅等対策	
250	第5節 労働者対策	第6節 労働者対策	
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
256	10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 (追記) ② 県立学校にあっては、次に掲げる事項 (追記) (略)	10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置<u>を定めることとする。</u> ② 県立学校にあっては、次に掲げる事項<u>を定めることとする。</u> (略)	表記の修正
257	③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項 (追記) (略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 (追記) イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 (追記)	③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項<u>を定めることとする。</u> ((略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>について定めるものとする。</u> イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>を定めることとする。</u>	
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 別紙 東海地震に関する事前対策	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
288	(6) 緊急輸送車両の確認	(6) 緊急輸送車両の確認	災害対策基本法施行

288	ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条（追記）の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。 ◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」（追記）	ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。 ◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」 （7）緊急輸送車両確認の効力 大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。	令の改正に伴う修正 掲載場所の変更 （別紙 4-15-40 から移動）
	第 1 3 節 緊急輸送	第 1 3 節 緊急輸送	
299	7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 （1）緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。 （2）略	7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 （1）緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。 （2）略	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正及び表記の整理